重要

岐医発第1713号
令和8年8月28日

地域医師会長　各位

岐阜県医師会
会長　伊在井　みどり
（公印省略）

ベースアップ評価料の届出・請求に係る再確認のお願い

標記の件について、日本医師会から通知がありましたのでお知らせします。

今般、ベースアップ評価料等に係る施設基準の届出と請求内容に不一致がないか、改めてご確認いただくよう依頼がございました。

令和8年6月及び7月診療分の診療報酬のうち、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」等について、令和8年6月及び7月に東海北陸厚生局において受理された施設基準と、診療報酬の請求内容が一致していない可能性がある医療機関に対しては、東海北陸厚生局岐阜事務所より直接案内（通知）が行われております。

つきましては、ご了知の上、貴会会員への周知についてご配慮願います。

なお、通知文書全文は岐阜県医師会ホームページ　総合医療情報ネットワークメンバーズルームの文書DB（医療保険）に掲載されます。

担当	岐阜県医師会事務局　三原・高橋(聡)
TEL	058-274-1111（内線　317）
FAX	058-271-1651

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

無床診療所の場合

これまでのベースアップ評価料の届出	ベースアップ評価料（II）の対象かどうか	R8.６から算定するベースアップ評価料		届出に必要な様式
R8.3月以前からベア評価料を算定している	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５	高い点数	様式95
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５		様式95・96
R8.4又は5月から ベア評価料を算定開始 R8.6月以降に算定開始 (これまでベア評価料は算定していない)				
下記以外	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)		様式95
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)と ベースアップ評価料(Ⅱ)		様式95・96
R6年度～R8年度の賃上げ実績(計5.5%、事務職員は8%相当)を示せる	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５	高い点数	様式95・98
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５		様式95・96・98

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

有床診療所の場合

これまでのベースアップ評価料の届出	入院ベースアップ評価料　と 外来・在宅ベースアップ評価料（II）のいずれを選ぶか	R8.６から算定するベースアップ評価料	届出に必要な様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を選択できます。
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のほうが総点数が高くなることがあります。

R8.3月以前からベア評価料を算定している	入院ベースアップ評価料を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料	様式95･97･98
	外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５	様式95･96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）のいずれかを算定していた場合をいいます。
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和８年３月までにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

R8.4又は5月からベア評価料を算定開始				
R8.6月以降に算定開始（これまでベア評価料を算定していない）				
下記以外	入院ベースアップ評価料を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と入院ベースアップ評価料	入院料減算対象	様式95･97
	外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)	入院料減算対象	様式95･96
R6年度～R8年度の賃上げ実績(計5.5%、事務職員は8%相当)を示せる	入院ベースアップ評価料を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料		様式95･97･98
	外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択	外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５		様式95･96･98

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

病院の場合

これまでのベースアップ評価料の届出	入院ベースアップ評価料	R8.６から算定するベースアップ評価料	届出に必要な様式
R8.3月以前からベア評価料を算定している	入院ベア評価料を選択 ＜大半の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料	様式95・97・98
	ベア評価料（I）のみ ＜外来診療分のみで賃上げが可能なごく一部の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５	様式95
R8.4又は5月からベア評価料を算定開始			
R8.6月以降に算定開始 (これまでベア評価料を算定していない)			

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和８年３月までにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外	入院ベア評価料を選択 ＜大半の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と入院ベースアップ評価料	入院料減算対象	様式95・97
	ベア評価料（I）のみ ＜外来診療分のみで賃上げが可能なごく一部の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	入院料減算対象	様式95
R6年度～R8年度の賃上げ実績(計5.5%、事務職員は8%相当)を示せる	入院ベア評価料を選択 ＜大半の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料		様式95・97・98
	ベア評価料（I）のみ ＜外来診療分のみで賃上げが可能なごく一部の病院＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５		様式95・98

令和８年５月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ていても、令和８年６月以降も算定を続けるには、改めて、令和８年５月中に届出が必要です

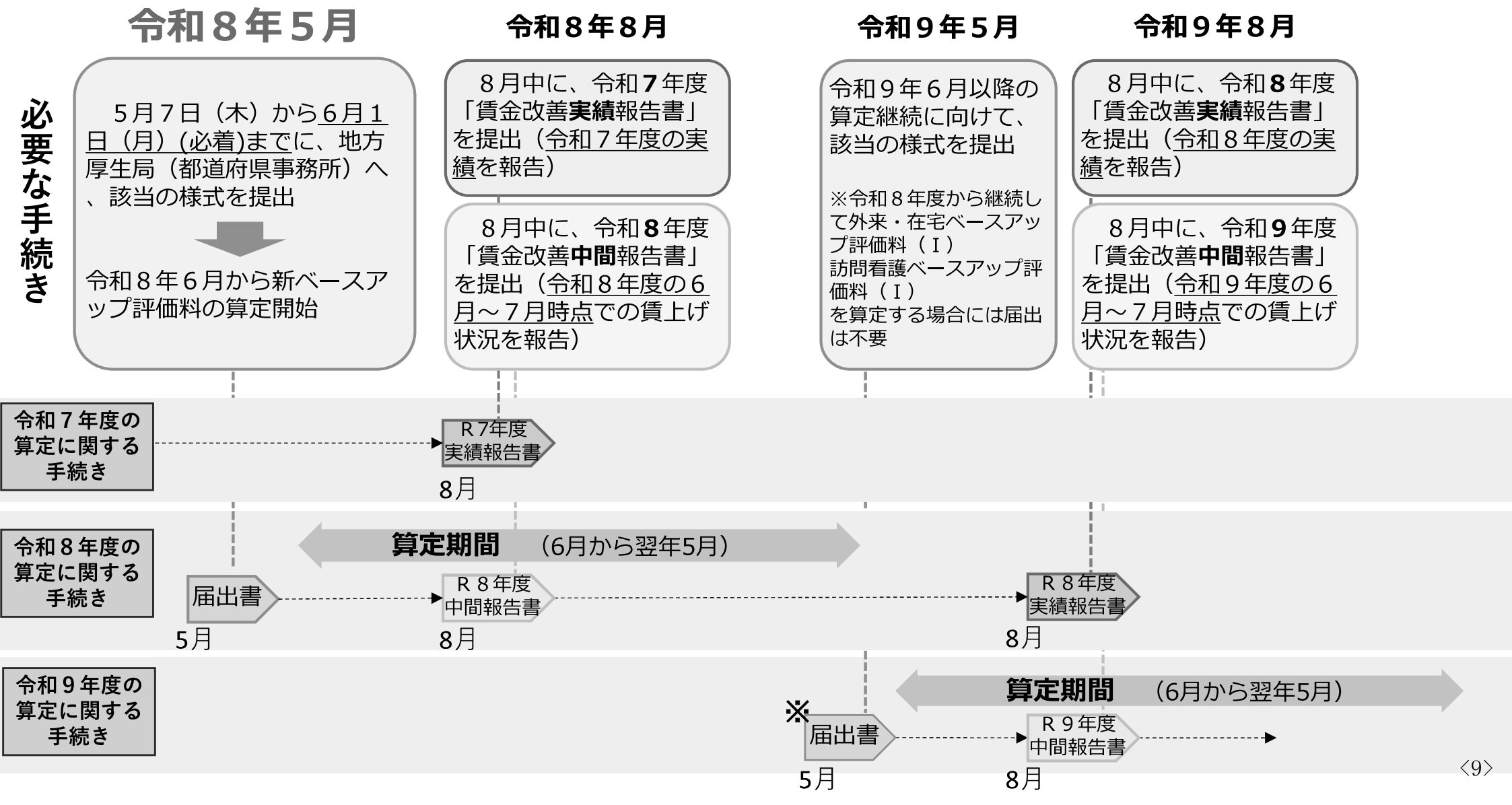

令和８年６月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

ベースアップ評価料を
令和８年６月から算定するには、令和８年５月中に 届出が必要です

必要な手続き

令和８年５月

５月７日（木）から６月１日（月）(必着)までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出

令和８年６月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和８年８月

８月中に、令和**８**年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和８年度の６月～７月時点での賃上げ状況を報告）

令和９年５月

令和９年６月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和８年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
を算定する場合には届出は不要

令和９年８月

８月中に、令和**８**年度「賃金改善**実績**報告書」を提出（令和８年度の実績を報告）
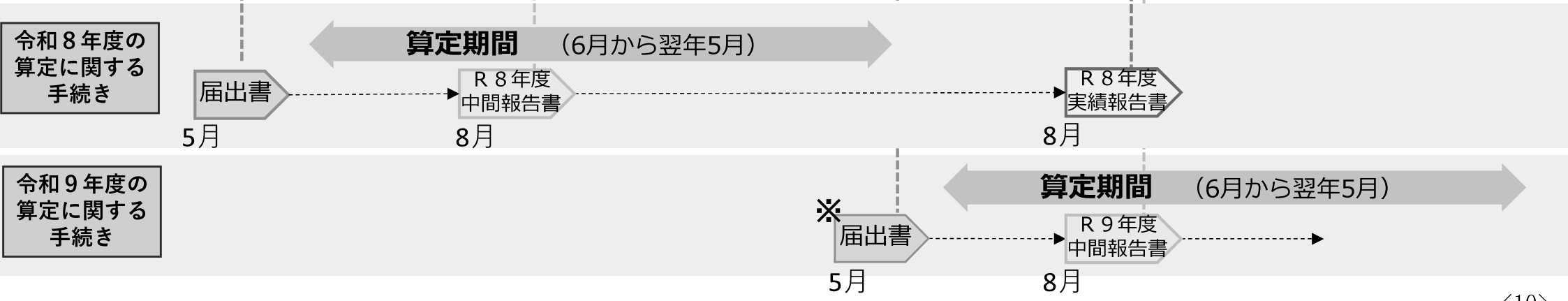
８月中に、令和**９**年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和９年度の６月～７月時点での賃上げ状況を報告）